

事業法改正・荷主対策深度化

国交省、夏ごろ施行へ

国土交通省自動車局
の奥田哲也局長は5月
30日の定例記者会見

て夏頃の公布、年内の施行を目指す」との見通しを述べた。

が検討されている。荷主がトラック事業者の違反原因となるおそれの5つの行為を以下に示す。

で、所要の見直しなどを経て、夏頃の公布、

な標準運賃を国交大臣が告示する制度

「やがて、お前を連れて、
行でまことに酒肴を造
めていく」と語った。

等)、参入許可基準の明確化(約款の認可基準の明確化(原則として運賃と附帯料金を分別して收受)などがおもな改正点。パブコメは、1月18日(木)

年内実行のスケジュールで進める。

2023年度までの時限措置として創設される。奥田局長は「同制度の導入は改正法が公布されてから2年以内とされているが、可能な限り早く施

策の深度化についてのひとつの意見であるが、これは、早ければ夏頃にも施行したいとの考え方を明らかにした。また、トラック事業者に対する規制の適正化および遵守すべき事項の明確化では、関係する省令・通達の改正案についてのパブリックコメント募集を30日から開始。「パブコメを経

事項の明確化、②荷主対策の深度化、③標準的な運賃の告示制度の導入——の3点が改正のポイントとなつてい る。

このうち、荷主対策の深度化では、荷主の配慮義務の新設や荷主勧告制度の強化、国交大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

について関係省庁とともに連携しており、早ければ夏頃にも施行できよう検討している」と述べた。

長2のト化正昇